

# 加西市議会発足 50 周年特集

## 水不足解消に早期着手

昭和 43 年から 45 年に上水確保、糞屋ダムが着手されました。

### 市川水系から水道用水を分水。水不足の悩み解消。(昭和 43 年)

昭和 42 年から 43 年にかけての異常渇水により、水資源を持たない加西市は深刻な水不足に悩まされていた。市長や市議会は、国、県、隣接自治体に飲料水の救援と、将来の水資源確保を要請していたが、はかばかしい回答が得られなかった。

そこで、最後の手段として、水道事業を開始したばかりの市川町に対し、再三にわたって余水の分水を陳情した。市川町は給水を希望していた三地区に対し給水を始めたばかりだったが、加西市及び、建設省に流域変更を認めさせた金井県知事、渡海衆議院議員の熱意と隣人愛にこたえ、町の給水に先立って加西市へ分水することを決定。

4 月に市川町長と加西市長が分水契約を結び、9 月には分水水道管敷設工事も完成した。加西市は、この「友愛の水」により、長年の悩みであった水不足から解放された。



### 水資源を確保。水道管敷設工事に着手

4 月 22 日に開かれた第 9 回臨時市議会において、市川水系よりの水道用水分水契約案を可決。24 日、市川町との間に契約調印を行い、長年の懸案であった水資源問題が解決されることになった。

この分水契約の内容は、基本受水量 1 日 1,000 トン、最大受水量を 1,500 トンとするもので、契約期間は 5 年間。契約期間満了後も、双方から契約の解除を行わない限り契約は継続することになっており、分水の増量を求めた場合にも、善処してもらえるとというものであった。

さっそく工事請負業者を決定。5 月 8 日に分水水道管敷設工事に着手。9 月 18 日に完成して、通水式が行われた。この大事業の完成により、渇水期の上水道水の確保はもとより、播磨臨海工業地帯の背後地としての軽工業の発達、住宅団地の開発、観光レクリエーション地としての発展なども可能になり、加西市の将来の大きな飛躍が期待されるようになった。

昭和 45 年度	昭和 44 年度	昭和 43 年度
7 月 16 日 水道工事契約等 16 件を可決。	2 月 18 日 市職員の給与改正条例、水道事業設置条例を可決。	9 月 18 日 土地改良事業施工、補正予算等 5 件を可決。
7 月 16 日 第 18 回(臨時)市議会。	2 月 18 日 第 21 回(定例)市議会。	9 月 18 日 9 月 18 日を水道記念日に制定。
4 月 4 日 糞屋ダム起工。	2 月 25 日 昭和 44 年度拡張事業上水道施設完成。	9 月 22 日 第 19 回(定例)市議会。
4 月 4 日 第 23 回(臨時)市議会。	3 月 9 日 第 22 回(定例)市議会。	9 月 22 日 地域開発特別会計、国保税改正等 13 件を可決。
5 月 20 日 播磨内陸広域行政協議会を設置。	3 月 9 日 昭和 46 年度各会計当初予算、市議会委員会条例改正案等 35 件を可決。	12 月 9 日 第 20 回(定例)市議会。
6 月 4 日 第 24 回(定例)市議会。		12 月 20 日 市消防署設置条例ほか 8 件を可決。
6 月 4 日 北条中学校屋内体育館新設工事、上水道拡張工事請負契約、補正予算等 13 件を可決。		2 月 18 日 市職員給与改正条例、水道事業設置条例を可決。
9 月 28 日 第 25 回(定例)市議会。		2 月 18 日 市職員給与改正条例、水道事業設置条例を可決。
9 月 28 日 土地改良事業施行等 22 件を可決。		2 月 18 日 市職員給与改正条例、水道事業設置条例を可決。
12 月 10 日 市議会議員定数減員条例を可決。		2 月 18 日 市職員給与改正条例、水道事業設置条例を可決。
12 月 10 日 第 26 回(定例)市議会。		2 月 18 日 市職員給与改正条例、水道事業設置条例を可決。
12 月 10 日 公害防止条例、水道給水条例等 15 件を可決。商工会合併促進決議を可決。決算特別委員会を設置。		2 月 18 日 市職員給与改正条例、水道事業設置条例を可決。
3 月 8 日 第 27 回(定例)市議会。		2 月 18 日 市職員給与改正条例、水道事業設置条例を可決。
3 月 8 日 加西ハイツ用地取得、議員外特別職の報酬改正、昭和 44 年度一般・特別会計の決算認定等 39 件を可決。		2 月 18 日 市職員給与改正条例、水道事業設置条例を可決。